

名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、助成金を交付することにより、名古屋市内の移動支援事業所における従業者の人材確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 名古屋市移動支援事業従業者養成研修事業者登録事務取扱要綱の規定による事業者登録を受けた事業者が実施する名古屋市移動支援事業従業者養成研修事業者登録事務取扱要綱の第2条に定める研修（以下「養成研修」という。）を修了した者
- (2) 養成研修を修了後、翌年度末までに、名古屋市移動支援事業実施要綱に定める登録事業者（以下「登録事業者」という。）に直接雇用された者。ただし常勤・非常勤は問わない。
- (3) この要綱以外の要綱に基づく補助金、その他類似した助成金を受けていないこと。

(対象となる費用)

第4条 助成金の交付対象となる費用は、助成対象者が負担するもののうち、養成研修の受講料（消費税も含む）とし、受講料にはテキスト代及び実習代を含むものとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、養成研修の受講料のうち、15,000円を上限とする。ただし、100円未満を切捨てる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者を雇用する登録事業者が証明する、名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業雇用証明書（第2号様式）
- (2) 申請者氏名が記載されている養成研修の受講料領収書の写し
- (3) 養成研修を実施した事業者が発行した受講修了証明書の写し
- (4) 通帳表紙の裏側の写しなど申請者の口座情報が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付申請期間)

第7条 助成金の交付申請ができる期間は、養成研修を修了した日を基準とし、翌年度末までとする。ただし、養成研修の修了年度と、登録事業者と直接雇用契約が締結された年度が同じ場合は、雇用契約が締結された年度の年度末までとする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、相当と認めるときは、助成金の交付を決定し、名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、相当でないと認めるときは、助成金の不交付を決定し、名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更交付申請)

第9条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付対象者」と

いう)は、第6条の規定による申請の内容を変更するときは、変更事由が発生した日から起算して14日以内に、名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業助成金変更交付申請書(様式第5号)に当該変更に係る資料等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、市長は助成金の交付決定の変更を決定し、名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業助成金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付対象者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

- 2 規則第8条第1項の規定にする期日は、助成金の交付決定を受けた申請者が第8条の規定による通知を受けた日から14日を経過した日とする。

(助成金の交付)

第11条 市長は第8条に規定する交付決定及び第9条に規定する変更交付決定をした者に対し助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、既に交付決した助成金がある場合には、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 助成金の交付決定の条件に反する行為等があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他助成金の交付決定を取消し、又は助成金を返還させることが適当と認められるとき。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。